

協議事項1 「健康づくり推進プラン(第3次)」の延長について

資料1-1

1 プランの位置づけ

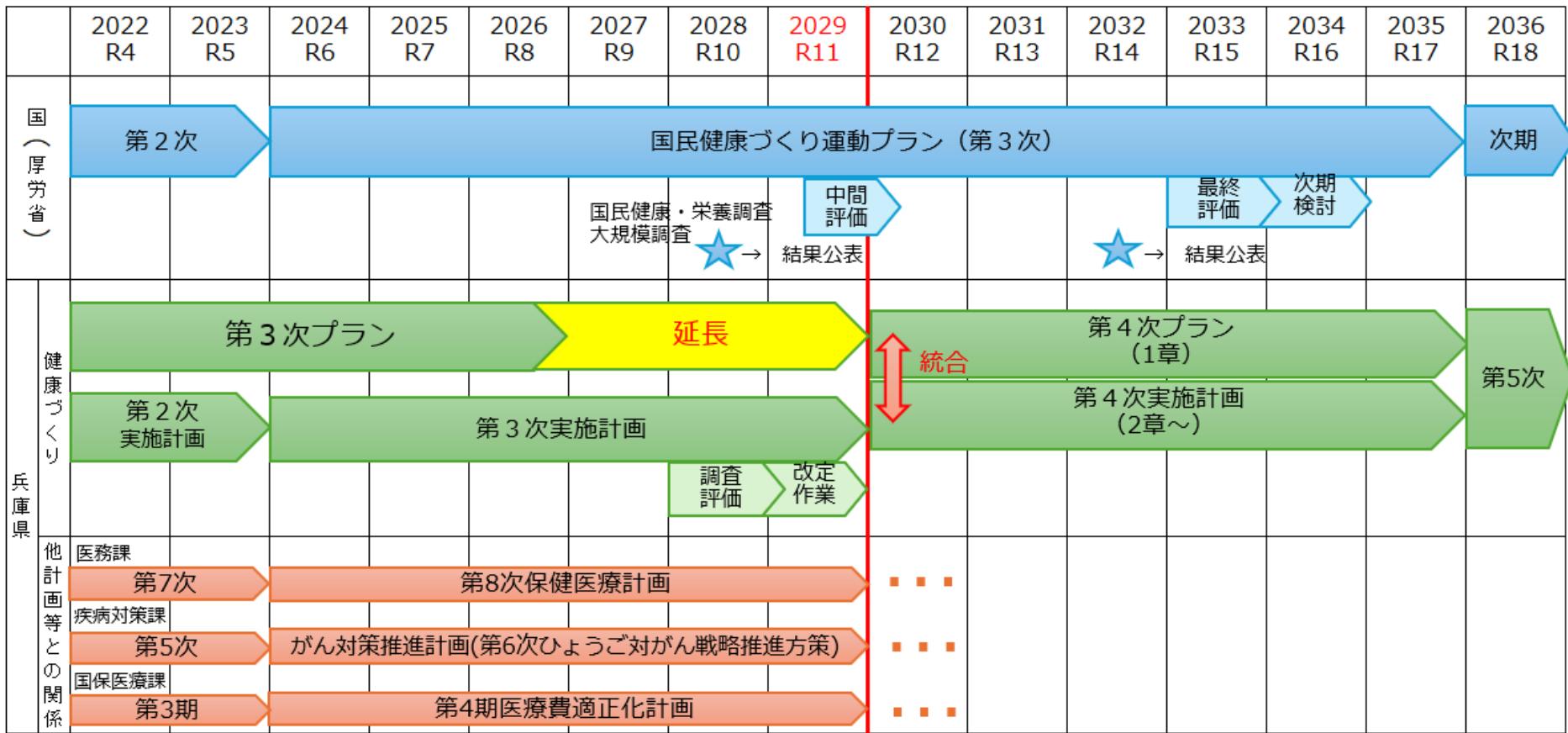
区分	根拠	規定する内容	基本的な方向・基本目標 等	現行期間
健康日本21(第3次)	健康増進法(第7条)	基本方針・数値目標	【基本的な方向】 ①健康寿命の延伸・健康格差の縮小 ②個人の行動と健康状態の改善 ③社会環境の質の向上 ④ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり	R6年度～R17年度 (12年間) ※中間評価：R11年度
兵庫県健康づくり推進プラン(第3次)	健康づくり推進条例(第8条)	基本目標・取組方針	【目標】 県民一人ひとりが生涯にわたって健康で生き生きとした生活ができる社会の実現 【基本方針】 ①ライフステージに対応した取組の強化 ②健康寿命の延伸に向けた個人の主体的な取組の推進 ③社会全体として健康づくりを支える体制の構築 ④多様な地域特性に応じた支援の充実	R4年度～R8年度 (5年間)
兵庫県健康づくり推進実施計画(第3次)	健康増進法(第8条) 健康づくり推進条例(第9条)	施策・数値目標	【基本目標】 ①健康寿命の延伸 ②二次医療圏域間における健康寿命の差の縮小	R6年度～R11年度 (6年間)

2 プランの内容（健康づくり推進条例 第8条より抜粋）

- (1) 健康づくりを推進するための基本的な目標に関する事項
- (2) 健康づくりの推進に関する施策の基本的な方針
- (3) 次に掲げる分野に関する事項
 - ア 生活習慣病、感染症その他の疾病（以下「生活習慣病等」という。）の健康づくり
 - イ 歯及び口腔の健康づくり
 - ウ 心の健康づくり
 - エ その他知事が必要と認める分野
- (4) 前3号に掲げるもののほか、健康づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 プラン・実施計画のスケジュール案

- ・国プランの中間評価年および県実施計画の終期に合わせ、現行プランを令和11年度まで延長し、整合性を確保する（基本目標・取組方針と施策・数値目標の期間にずれが生じている）。
- ・令和12年度からの次期プランは実施計画と統合し、重複作業を削減する。



4 プラン延長にむけた対応状況

令和5年8月29日
令和8年1月30日（今回）
令和8月2月以降
令和9年2月

令和5年度第1回健康づくり審議会 内容：実施計画の策定の意見聴取・プラン延長の事前提示
令和7年度健康づくり審議会 内容：プラン延長に関する協議
県議会へ説明
2月県議会に延長を提案（県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例による議決事項）